

令和3年度補助金等の見直しについて

1、補助金等の本来的役割

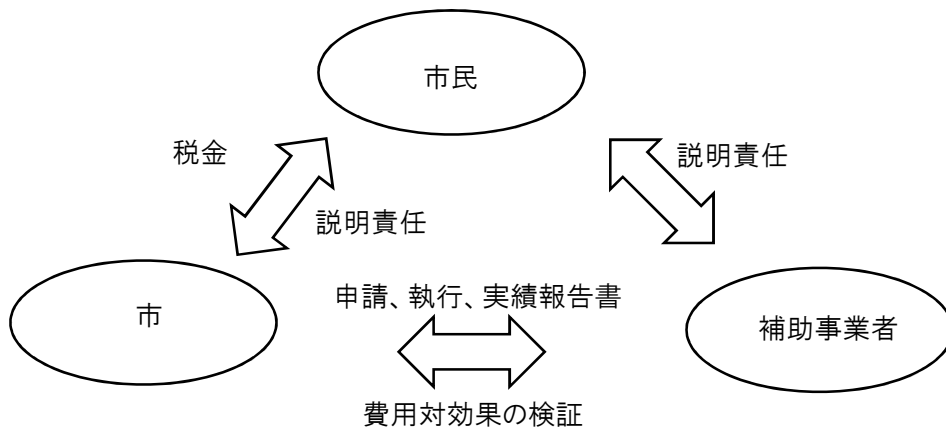
補助金等は、地方自治法第232条の2による「普通公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」を法的な根拠としており、「客観的に認められる公益上の必要がある場合において、自助努力をもってもなお不足する分を補助する」という考えに立ち、行政を補完し、政策目的を効率的に実現する手段として有効かつ重要な機能を果たしています。

令和3年度における補助金等の予算内訳 (単位:千円)

運営補助金	事業補助金	混在型補助金	合計
227,431	758,949	354,098	1,340,478

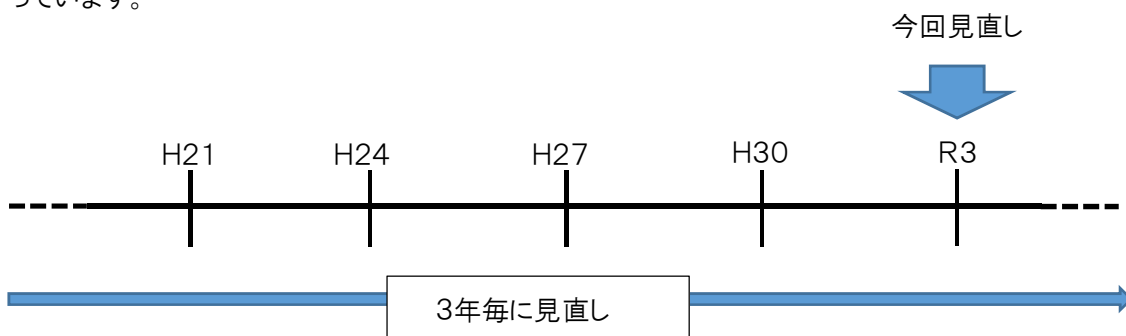
2、補助金等の問題点

補助金等は直接的な反対給付を伴わない一方的な支出であり、一旦創設されると、その効果等が十分に評価・検証されないまま継続され、長期化・固定化し「既得権益化」といった課題があります。また、補助金等の原資も市民からの貴重な税金であることから、その必要性について、十分な説明責任が果たされ、市民の理解が得られるものである必要があります。



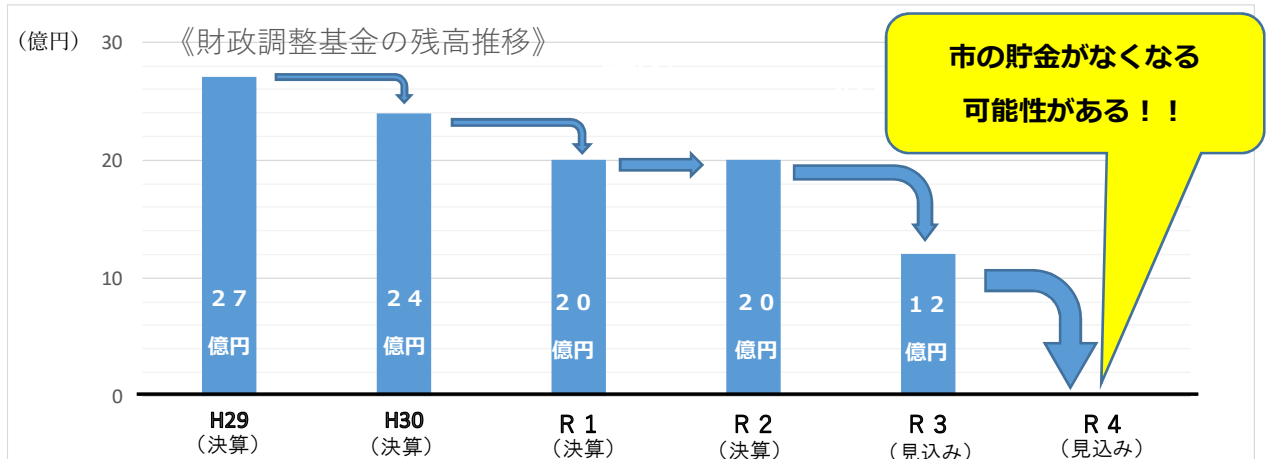
3、補助金等の適正化への取組み

補助金等は社会経済情勢や行政需要の変化に応じ、適切に施策を展開し効果の最適化を図る必要があるため、常に検証を行い、より効果を発揮できる制度へと改善していくことや、費用対効果が低くなった既存の補助金等を見直すことにより限られた財源を新たなニーズや施策に振り向けていくことが必要となっています。その手法として、檀原市としては3年毎に1度の周期で補助金等の見直し作業を継続して行っています。



4、財政危機宣言との関係

令和3年度はちょうど3年毎の見直しの時期となる中、令和3年3月に「檀原市財政危機宣言」が発出され、檀原市はこれまでに経験のない危機的な財政状況に置かれることになりました。数年後には市の貯金である財政調整基金の枯渇が懸念される状況の中、早急に聖域なき「歳出の削減」に取り組み、財源の捻出が不可欠となりました。このため、このかつてない厳しい財政状況を乗り越えるための取組みの一環として、全ての補助金等について、原則として現状維持は認めない、大幅な見直しを断行する方針を決定しました。



5、具体的な見直し内容

見直しの作業工程としては、まず担当課から調書の提出を受け、その後財政で各課ヒアリングを行い、財政当局における査定を行い、最終案について市長の判断を仰ぎ、市としての見直し内容を決定しました。その結果、各補助金等は、その目的・支出根拠・財源の有無等を検証し、「廃止」「減額」「現状維持」の3つのいずれかに分類されました。その中の「減額」となった補助金等は、檀原市としては令和4年度予算編成では市の貯金である財政調整基金に依存しない予算編成を目指すために、任意的経費については令和3年度比で約21%程度削減する必要があったため、同程度の20%以上の削減を行いました。

